

第4次 おいらせ町

子どもと 家族応援プラン



～第2次子ども・子育て支援事業計画～

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
青森県おいらせ町

はじめに

おいらせ町子どもと家族応援プランは、国の少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成20年3月に策定したのが始まりとなっています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。「第4次おいらせ町子どもと家族応援プラン」は、平成24年に制定された子ども・子育て支援法に基づき、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業、次世代育成支援行動計画の各種施策等を推進し、みんなが互いに助け合い、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり、子どもの人権を尊重、子どもの利益保全に努める」ことを基本理念としました。

当町は、すべての子どもたちの未来のために、これからも未来を担う子どもたちの育成と子育てを支援していきます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました「おいらせ町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました保護者及び貴重なご意見、ご提言をいただきました各関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。



令和2年3月

おいらせ町長 成田 隆



目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の法的根拠と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の策定方法・体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

- 1 統計からみるおいらせ町の状況・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 ニーズ調査の結果について・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 施策の展開

- 1 子ども・子育て支援の取り組み・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 子ども・子育て支援法に基づく子育て支援事業の提供について・・・ 26

.....

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容等

- 1 子ども・子育て支援新制度について.....28
- 2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域
.....30
- 3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
と確保の内容.....31
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
.....41
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
.....41

第6章 子ども・子育て支援事業計画の施策体系

- 1 「私・共・公」に関わる施策の展開.....42

第7章 推進体制等

- 1 推進体制.....48
- 2 家庭・地域・事業所等の役割（私・共）.....48
- 3 行政の役割（公）.....49
- 4 計画の進行管理（私・共・公）.....49

資料編.....50

- 1 おいらせ町子ども・子育て会議.....50
- 2 計画策定の経緯.....53
- 3 国における少子化対策の経緯.....54

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の子育て環境については、核家族化や共働き家庭の増加、地域の関わりの希薄化に加え、近年は非正規労働者の増加と子育て世代の貧困問題等、新たな課題も表面化しているところです。

また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や、発達障がいを持つ子どもの増加等、子育てに関する課題が増大・複雑化しています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22（2010）年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められ、平成 24（2012）年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現のため、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。

当町では、平成 26（2014）年度に「第3次おいらせ町子どもと家族応援プラン」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできているところです。

しかし、当町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し、子育てに関する課題・問題も複雑化し、計画の見直しが必要となっています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、当町の子育て政策の基本理念である「みんなが互いに助け合い、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに努め、子どもの人権を尊重し子どもの利益保全に努める」とともに、今後5年間の教育・保育と、それに付随する地域子ども・子育て支援事業の確保を図るための計画としています。

2 計画の法的根拠と位置づけ

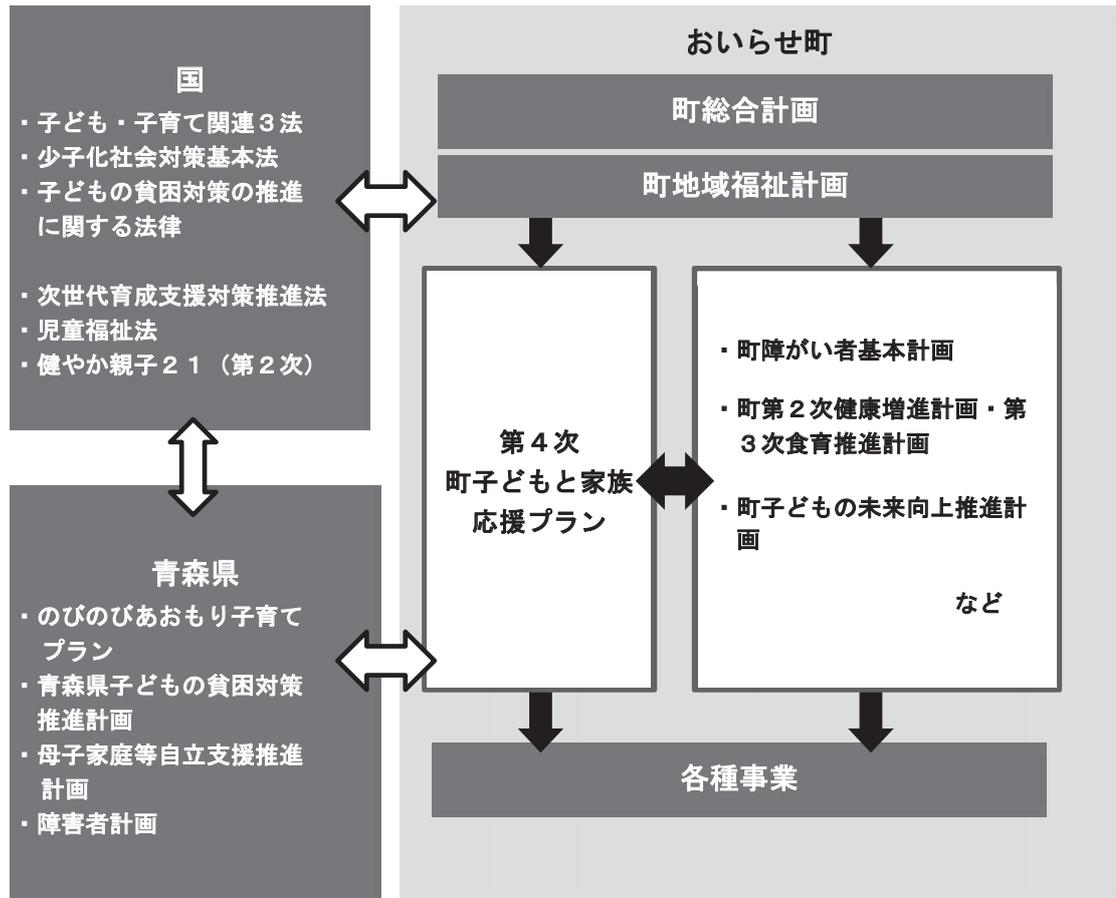
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村次世代育成支援行動計画としても位置付けるとともに、当町の各種関連計画とも整合を図り策定しています。



3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第2次おいらせ町総合計画（前期基本計画）」、「おいらせ町地域福祉計画」の下、関連する「おいらせ町障がい者基本計画」「おいらせ町第2次健康増進計画・食育推進計画」等との整合性を図りました。（図1）

図1 他計画との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。計画最終年度である令和6（2024）年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

【各年度】

平成									令和					
22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
第2次おいらせ町子どもと 家庭応援プラン														
					第3次おいらせ町子どもと 家庭応援プラン									
										第4次おいらせ町子どもと 家庭応援プラン (本計画)				

5 計画の策定方法・体制

本計画は、以下の手順を踏まえ策定しました。(図2)

(1) 町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項に基づき、地域の子ども・子育て支援に関わる組織・関係者との連携による課題の把握、子ども・子育て支援についての意見交換等を行うため、学識経験者、福祉・教育関係者、子育て支援団体代表者、町民により組織し、計画案について、意見交換を行い審議しました。

(2) 町子ども・子育て会議幹事会

子どもや子育て家庭に対するビジョンづくり、子ども・子育て支援事業計画の進行管理等、子ども・子育て支援を総合的に統括するため、関係課で構成する庁内組織において協議・意思決定し、計画案の調整を行いました。

(3) 町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

幼児教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、保護者の就労状況、子育てに関する要望や意見を幅広く把握することを目的に、未就学児童保護者、小学生保護者を対象に、ニーズ調査を行いました。



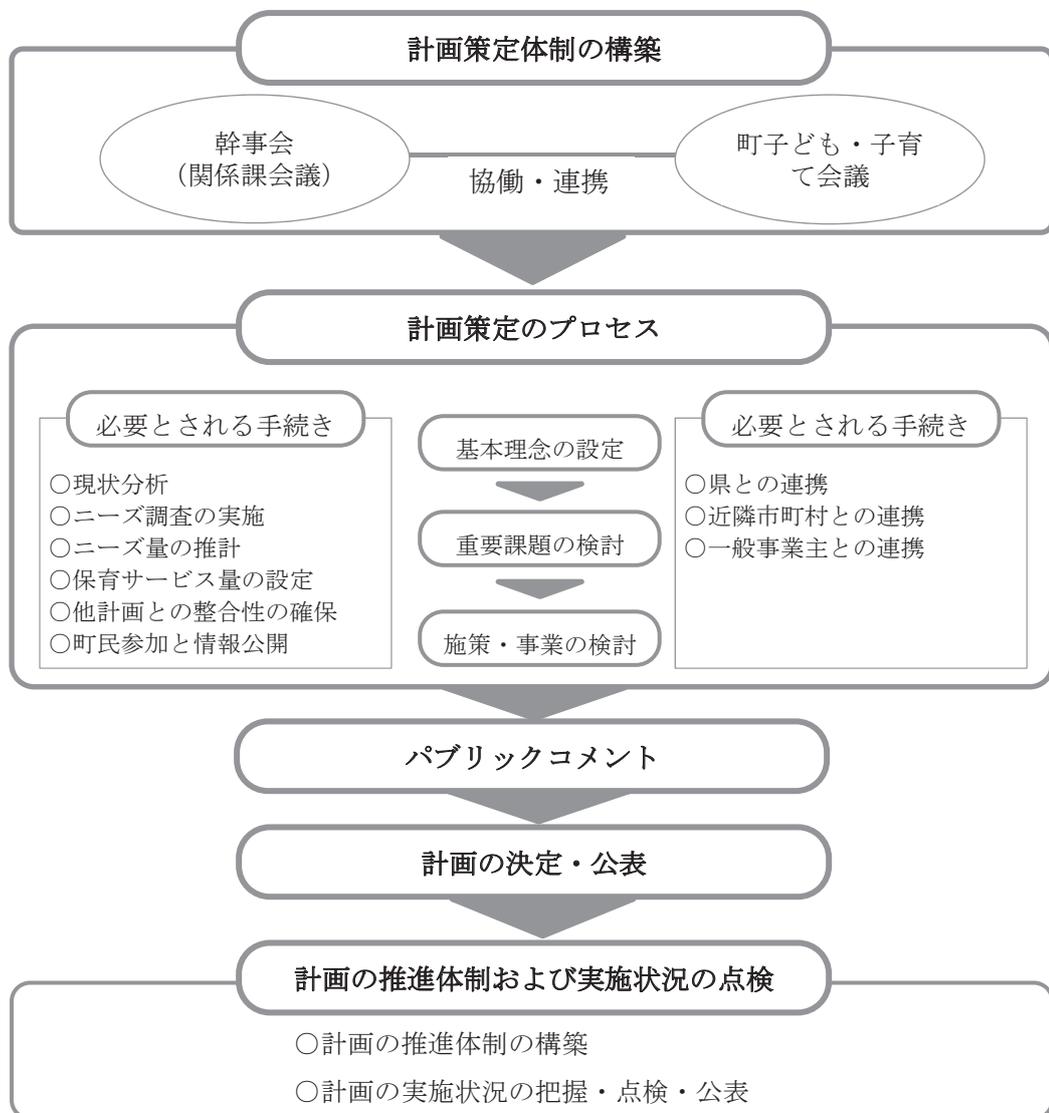
(4) 町内有識者ヒアリング及び庁内ヒアリング調査

町子ども・子育て会議委員を中心とした有識者や子育て支援に関わる庁内関係者に対し、第3次おいらせ町子ども家族応援プランに基づく施策の進捗状況や課題、今後の方向性の把握・検討を行うため、ヒアリング調査を行いました。

(5) パブリック・コメント

町民に対し、計画案を公表して意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に町民の意見を反映させることを目的にパブリック・コメントを実施しました。

図 2 計画の策定体制



第2章

子ども・子育てを
取り巻く環境

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 統計からみるおいらせ町の状況

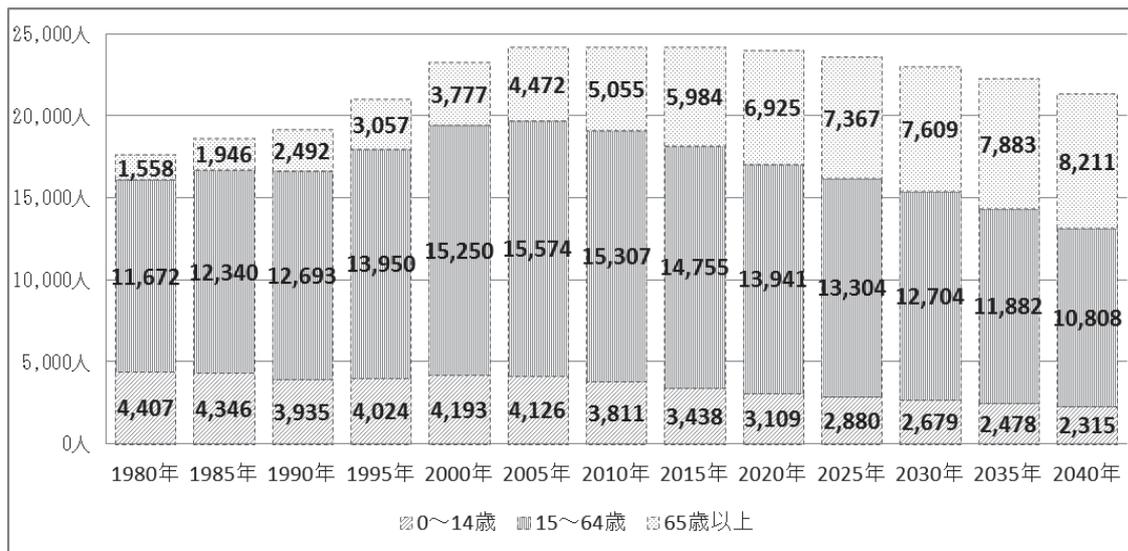
(1) 人口の推移と将来推計

我が国においては、少子高齢化の進行により、令和 32 (2050) 年には総人口が約 3 割減少し、高齢者の割合が総人口の約 4 割に達する見込みと推計されています。

当町においても、図 3 に示すように総人口は緩やかな減少傾向をたどるとともに、令和 22 (2040) 年には 65 歳以上の割合が 30%を超え、働き盛りの世代や子どもの数も減少していくことが見込まれています。

社会保障制度が「胴上げ」型から「騎馬戦」型、更には「肩車」型社会¹へと変化する中で、当町の次世代を担う子どもたちをどのように育てていくかは、今後の課題の一つとして位置づけられます。

図 3 年齢3階層別人口の推移・将来推計



資料：第2次おいらせ町総合計画前期基本計画

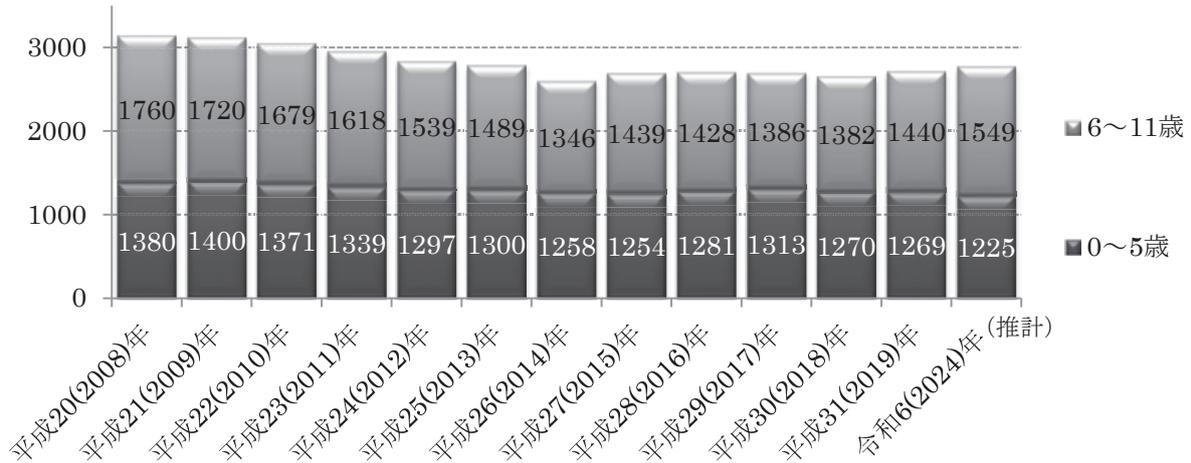
¹ 半世紀前には 65 歳以上のお年寄り 1 人をおよそ 9 人の現役世代で支える「胴上げ」型の社会だった日本は、近年 3 人で 1 人の「騎馬戦」型の社会になり、将来は、高齢者 1 人を 1.2 人の現役世代が支える「肩車」型の社会が到来することが見込まれている。



(2) 子ども人口の推移

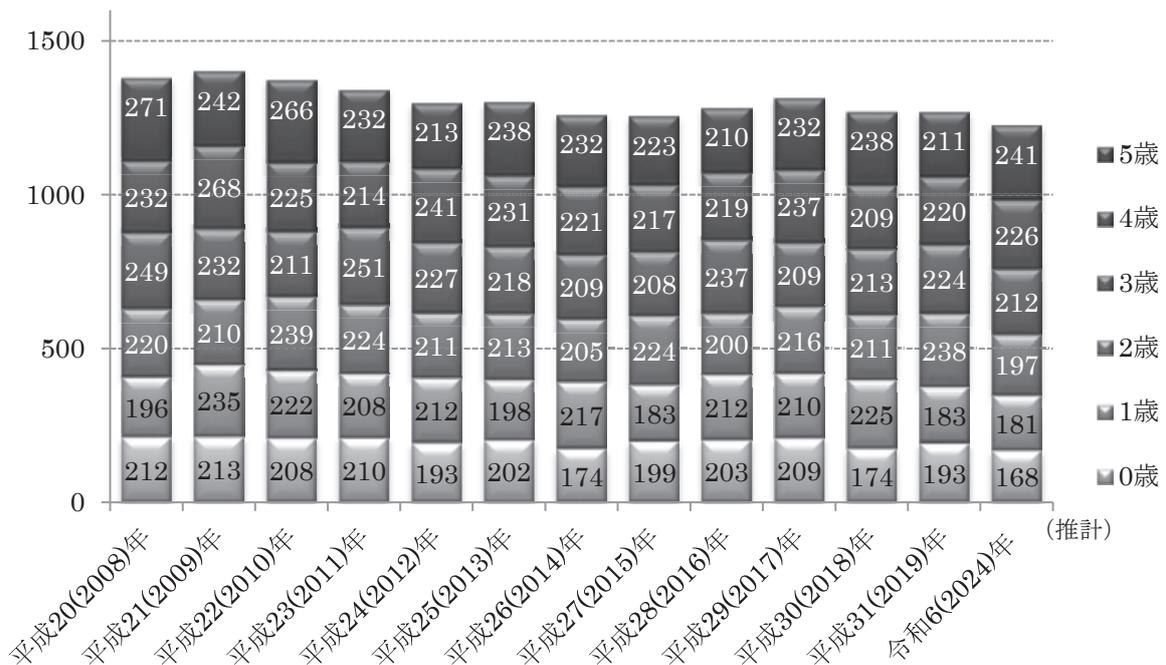
子ども人口（就学前児童および小学校児童）は、平成 26（2014）年以降平成 31（2019）年まで増減を繰り返しています。就学前児童（0～5歳）では、平成 20（2008）年から平成 31（2019）年の 11 年間で約 8%減少しています。特に、0歳児は平成 25（2013）年から平成 26（2014）年にかけて大きく減少した後、増減を繰り返しながらも減少傾向が続いています。（図 4・5）

図 4 子ども人口の推移（人）



資料：実績値は住民基本台帳（各年 3 月 31 日、外国人を除く。推計値はコーホート変化率法による）

図 5 0～5歳児の人口推移（人）

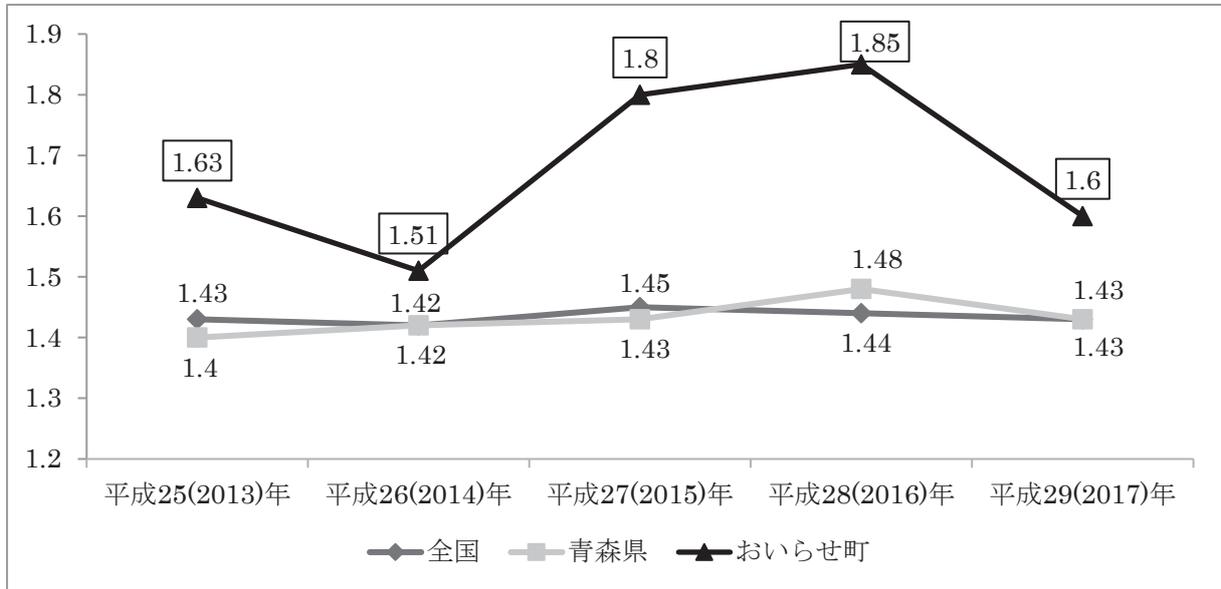


資料：実績値は住民基本台帳（各年 3 月 31 日、外国人を除く。推計値はコーホート変化率法による）

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国・青森県を上回って推移しています。平成26（2014）年から青森県と同様に上昇傾向にありましたが、平成28（2016）年は下降傾向に転じています。（図6）

図 6 合計特殊出生率の推移



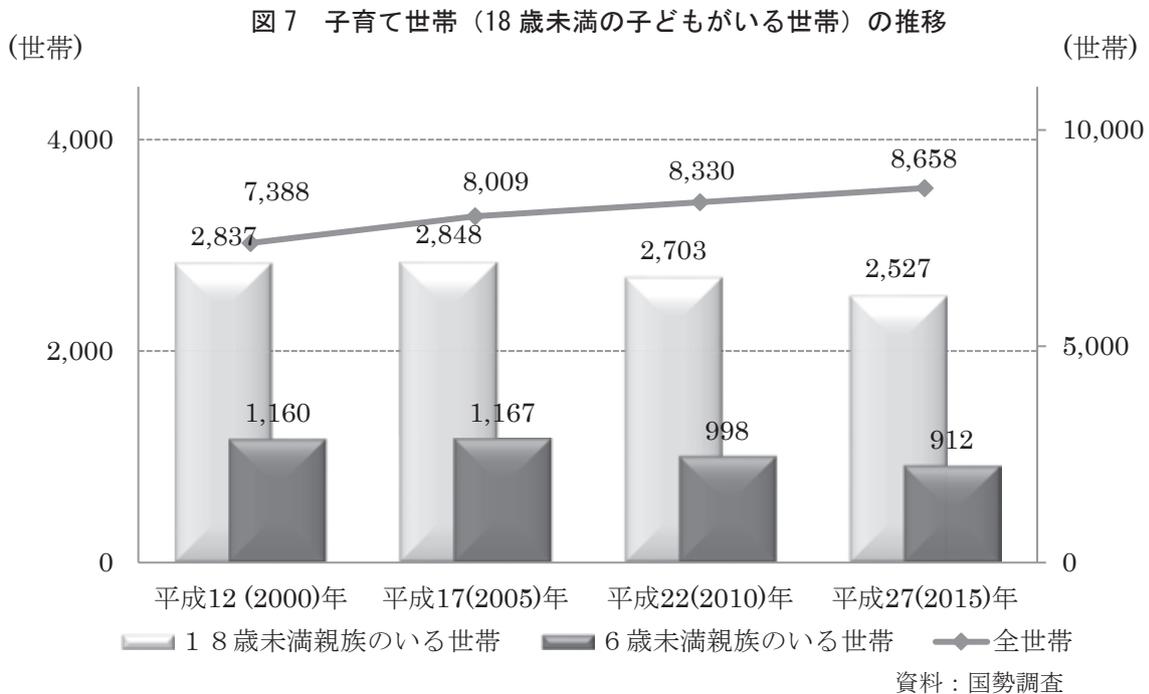
注：合計特殊出生率は、一人の女性が出生可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示します。

資料：青森県保健統計年報

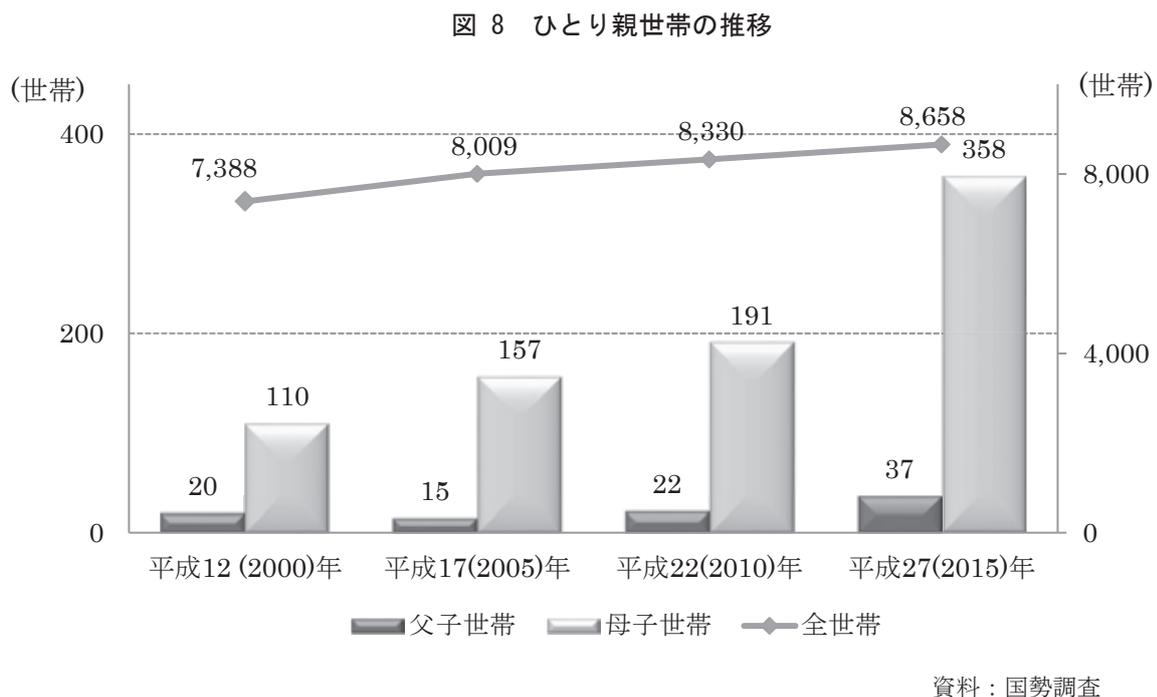


(4) 世帯数、子育て世帯等の推移 (図7・8)

平成12(2000)年から平成27(2015)年の子育て世帯の推移を国勢調査からみると、世帯数は全体で大きく増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯は共に減少しています。



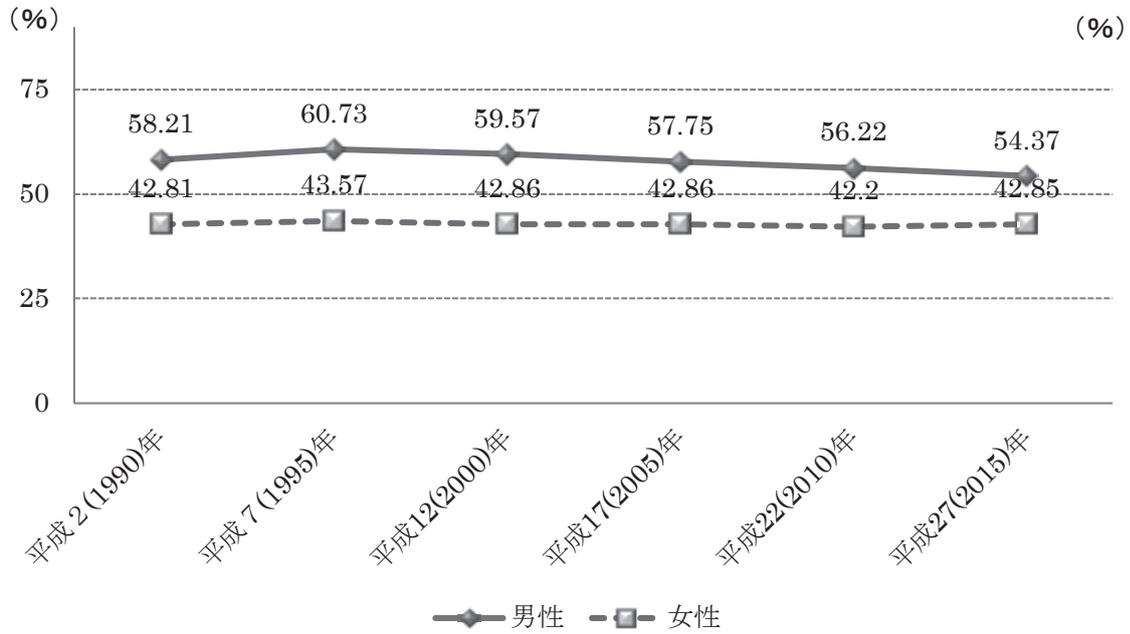
ひとり親世帯の推移を国勢調査からみると、父子世帯は横ばい傾向であるものの、母子世帯は大きく増加しています。



(5) 就業率の推移

当町の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は平成7（1995）年をピークとしてそれ以降低下、女性はほぼ横ばいで推移しています。（図9）

図9 男女別就業率の推移



資料：国勢調査



2 ニーズ調査の結果について

(1) 調査の目的

本調査は、主に当計画の「5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容等」の参考資料とするため、子育て世代に係る教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の保育サービス等利用希望」を把握するためにアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

(2) 調査の設計

調査は、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」と題し、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者に分け実施しました。前期計画と比較するため対象者を3年生以下の保護者としました。

調査対象者別の調査内容は、以下のとおりです。(表1)

表1 調査票の概要

① 調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童用）」	
調査対象者	就学前児童（全て）を持つ保護者
調査人数	1,390人
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業の現状・利用意向に関する設問
② 調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学生用）」	
調査対象者	小学校児童（3年生以下）を持つ保護者
調査人数	686人
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希望に関する設問

(3) 調査の実施方法と配布・回収状況

① 調査時期と調査方法

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査は、平成30(2018)年12月～平成31(2019)年1月にかけて実施しました。

幼稚園・認可保育園等を利用している就園児の保護者に対する調査は、施設を通して調査票を配布・回収しました。また未就園児の保護者には、郵送により調査票を配布・回収しました。一方、小学校に通学している小学生の保護者に対する調査は、学校を通して調査票を配布・回収しました。また、町外に通学する小学生の保護者には、郵送により調査票を配布・回収しました。

③ 調査票の配布・回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。(表2)

ニーズ調査に基づき、各種の教育・保育事業のニーズ量を推計しています。今回の調査では、0～2歳は442人、3～5歳は479人、小学1～3年生は569人の保護者から回答をいただきました。

表2 調査票の配布・回収状況

◇今回調査（平成30（2018）年度）

町全域	配布数	回収数	回収率
就学前児童（全て）保護者	1,390人	921人	66.3%
小学校児童（3年生以下）保護者	686人	569人	82.9%
合計	2,076人	1,490人	71.8%

◇前回調査（平成25（2013）年度）

町全域	配布数	回収数	回収率
就学前児童（全て）保護者	1,301人	927人	71.3%
小学校児童（3年生以下）保護者	728人	576人	79.1%
合計	2,029人	1,503人	74.1%

（4）調査対象者の家族状況等

① 就学前児童・小学校児童を持つ保護者からの回答状況（表3・4）

就学前児童・小学校児童を持つ保護者からの回答状況の割合は、以下のとおりです。

就学前児童の保護者からは、平成25（2013）年度927件、平成30（2018）年度921件、小学校児童の保護者からは、平成25（2013）年度576件、平成30（2018）年度569件となり、ほぼ、前回と同じ回収数となりました。

前回と比べ、総配布数は若干増加しましたが、回収数は減少し、回収率は2.3%減少しました。

内訳の回収率では、就学前児童は、5.1%減少したのに対し、小学校児童は3.8%増加しました。

※nは回答者数を表しています。



表3 回答者（保護者）の子どもの年齢、学年区分

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成 25 年度調査 n= 927 人	平成 30 年度調査 n= 921 人	平成 25 年度調査 n= 576 人	平成 30 年度調査 n= 569 人
0 歳	19.7	7.2	—	—
1 歳	13.8	12.0	—	—
2 歳	14.1	16.4	—	—
3 歳	17.2	15.3	—	—
4 歳	16.7	15.7	—	—
5 歳	17.8	15.6	—	—
1 年生	—	—	30.9	33.1
2 年生	—	—	34.0	32.4
3 年生	—	—	33.9	33.5
その他	—	—	—	0.6
無回答	0.6	17.8	1.2	0.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表4 回答者（保護者）の子どもの人数

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成 25 年度調査 n= 927 人	平成 30 年度調査 n= 921 人	平成 25 年度調査 n= 576 人	平成 30 年度調査 n= 569 人
1 人	29.8	21.7	18.8	14.1
2 人	40.5	49.3	44.8	41.6
3 人	22.2	21.7	28.3	33.7
4 人	4.5	3.9	5.6	5.8
5 人	0.6	1.0	0.3	1.9
6 人以上	0.8	0.3	0.3	0.8
無回答	1.6	2.1	1.9	2.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0

② 居住地域の状況

回答者が居住している地域の状況は、以下のとおりです。(表5)

<p>回答者の居住区で見ると、就学前児童では木ノ下小学校区が最も高くなっています。小学校児童でも就学前児童と同様な傾向になります。</p> <p>これを平成25(2013)年度調査と比較すると、甲洋・百石・下田小学校区で減少の傾向にあります。</p>

表5 回答者(保護者)お住まい(小学校区)

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成25年度調査 n= 927人	平成30年度調査 n= 921人	平成25年度調査 n= 576人	平成30年度調査 n= 569人
下田小学校区	7.8	6.4	6.4	7.7
木内々小学校区	19.0	14.6	15.3	20.8
木ノ下小学校区	38.4	40.8	39.6	44.3
百石小学校区	19.1	21.4	21.9	14.6
甲洋小学校区	11.9	7.0	11.6	7.3
無回答	3.8	9.8	5.2	5.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0

③ 調査回答者の状況と配偶者有無

この調査の回答者は、以下のとおりです。(表6・7)

<p>このアンケート調査の記入者は、90%以上が「母親」です。また、配偶者の有無でも「配偶者がいる」が90%以上となっています。</p> <p>平成25(2013)年度調査と比較すると、ほぼ同様な傾向になります。</p>
--

表6 調査の回答者(保護者)

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成25年度調査 n= 927人	平成30年度調査 n= 921人	平成25年度調査 n= 576人	平成30年度調査 n= 569人
母親	90.5	91.6	91.0	92.1
父親	9.3	7.8	7.1	7.1
その他(祖父母等)	0.1	0.3	1.0	0.8
無回答	0.1	0.3	0.9	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0



表 7 回答者（保護者）の配偶者の有無

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成 25 年度調査 n= 927 人	平成 30 年度調査 n= 921 人	平成 25 年度調査 n= 576 人	平成 30 年度調査 n= 569 人
配偶者がいる	91.8	93.0	86.5	91.3
配偶者はいない	7.4	6.7	12.7	8.3
無回答	0.8	0.3	0.8	0.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0

④ 母親、父親の就労状況（表 8～15）

以下に母親、父親の就労状況の概要を示します（資料はいずれも子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果によります）。

表8 母親の就労状況

単位%

	就学前児童		就学前児童	
	平成 25 年度調査 n= 927 人	平成 30 年度調査 n= 900 人	平成 25 年度調査 n= 576 人	平成 30 年度調査 n= 506 人
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	32.8	43.7	37.7	44.7
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	6.3	8.6	0.5	1.7
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	30.3	28.8	37.0	33.5
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2.4	3.2	0.9	0.2
以前は就労していたが、現在は就労していない	23.7	14.3	18.2	15.8
これまで就労したことがない	3.2	0.8	2.1	1.5
無回答	1.3	0.6	3.6	2.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表9 母親の就労日数

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成 25 年度調査 n= 665 人	平成 30 年度調査 n= 746 人	平成 25 年度調査 n= 438 人	平成 30 年度調査 n= 420 人
週 1 日	0.2	0.3	0.2	0.7
週 2 日	0.6	0.3	0.5	0.7
週 3 日	4.2	0.9	3.7	2.9
週 4 日	11.4	8.8	11.4	8.3
週 5 日	62.9	67.7	63.7	67.9
週 6 日以上	20.6	21.6	20.3	19.5
無回答	0.1	0.4	0.2	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0



表 10 父親の就労状況

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成 25 年度調査 n= 927 人	平成 30 年度調査 n= 845 人	平成 25 年度調査 n= 576 人	平成 30 年度調査 n= 467 人
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	86.7	98.2	82.6	99.6
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0.5	0.4	0.0	0.0
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	0.6	0.2	0.2	0.0
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0.0	0.0	0.0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	1.1	0.6	1.0	0.4
これまで就労したことがない	0.0	0.2	0.0	0.0
無回答	11.1	0.4	16.2	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表 11 父親の就労日数

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成 25 年度調査 n= 815 人	平成 30 年度調査 n= 819 人	平成 25 年度調査 n= 477 人	平成 30 年度調査 n= 465 人
週 1 日	0.0	0.2	0.0	0.2
週 2 日	0.0	0.1	0.0	0.0
週 3 日	0.6	0.2	0.6	1.1
週 4 日	0.7	0.9	0.2	2.2
週 5 日	52.9	58.7	50.3	60.0
週 6 日以上	44.8	39.4	46.5	36.5
無回答	1.0	0.5	2.4	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表12 就労していない母親の今後の就労希望

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成25年度調査 n= 250人	平成30年度調査 n= 142人	平成25年度調査 n= 117人	平成30年度調査 n= 82人
子育てや家事などに専念したい	13.6	4.2	23.9	20.7
1年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい	33.6	12.0	23.1	20.7
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	32.8	14.8	35.9	58.6
無回答	20.0	69.0	17.1	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表13 母親の希望する就労形態

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成25年度調査 n= 166人	平成30年度調査 n= 142人	平成25年度調査 n= 69人	平成30年度調査 n= 48人
フルタイム	14.5	2.8	11.6	16.7
パートタイム・アルバイト等	31.9	14.8	37.7	77.1
無回答	53.6	82.4	50.7	6.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0



表14 就労していない父親の今後の就労希望

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成25年度調査 n= 10人	平成30年度調査 n= 5人	平成25年度調査 n= 6人	平成30年度調査 n= 2人
子育てや家事などに専念したい	20.0	0.0	0.0	0.0
1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したい	0.0	0.0	0.0	0.0
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	60.0	0.0	66.7	100.0
無回答	20.0	100.0	33.3	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

表15 父親の希望する就労形態

単位%

	就学前児童		小学校児童	
	平成25年度調査 n= 6人	平成30年度調査 n= 5人	平成25年度調査 n= 4人	平成30年度調査 n= 2人
フルタイム	66.7	0.0	75.0	100.0
パートタイム・アルバイト等	16.7	0.0	0.0	0.0
無回答	16.6	100.0	25.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

（５）ニーズ調査結果及び統計結果からみた町の主な課題

当町における子育て支援の環境や支援への満足度を見ると「おおいに満足」「満足」とする保護者が多く、これまでの諸施策の効果が上がっていると考えられます。

しかし、一方でこの５年間での変化の中で、以下に示すような課題が顕在化しています。

課題１ 女性の就業率の向上への課題

前回（H25）調査と比較し、女性の就業率が回答者の69.4%から81.1%と11.7%高くなっています。仕事と子育てを両立していくための支援を考えていく必要があります。

課題２ 経済的支援の要望の声

子育て支援施策等に関する自由意見として、経済的支援（子どもの医療費助成、保育料免除、税金等）に関する要望が多く、充実が望まれています。

課題３ 相談体制の要望が高い

子育て支援施策等に関する自由意見として、相談体制に関する要望が多く、充実が望まれています。

課題４ 預け先のない子を持つ保護者の支援

日頃、子どもを見てもらえる親族・知人が身近にいることは大切です。ニーズ調査結果では、身近に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が10.6%あり、預け先がない保護者も少なくありません。このことから、友人・知人との関係を構築できるよう、保護者同士の交流促進、仲間づくりの支援が求められます。このような支援体制をつくるためにも、子育て支援センター等の充実が求められています。

課題５ 病児・病後児保育の環境整備

アンケート結果を実施した前回・今回での共通の課題として「病児・病後児保育」の環境整備があります。子どもが病気・病後の場合、母親が面倒を見ているという回答が多くを占めています。

しかし、アンケートでは「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という意見が多く、母親の就労状況・今後の就労意向を踏まえると、病児・病後児保育の環境整備が求められます。

課題６ 職場の子育てに対する理解

育児休業の取得や短時間勤務制度の利用率は低い状況です。この背景には職場における理解の不足も原因の一つとして挙げられます。職場の理解を求める活動が必要と考えられます。



課題7 居場所づくり

子育て支援施策等に関する自由意見として、屋内屋外での無料の遊び場に関する要望が多く、子育てをする上で充実してほしい場所として「屋内での遊び場」や「公園」の整備の要望があります。このような“居場所”づくりが求められています。

課題8 ひとり親世帯の割合増加

当町のひとり親世帯は、統計データ、子育て世代数の割合で見ると、微増傾向といえます。この世帯の特徴として、子育てが1人であるため子育て負担がより高い、子どもと一緒に過ごす時間が少ないことや低所得世帯に陥りやすい状況となっています。このような、ひとり親世帯に対する支援方策の確立が必要になっています。仕事や生活全般にかかる相談とフォロー体制がより求められています。

第3章

計画の基本的な 考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念と背景

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの影響や非正規労働者の増加等、以前に増して問題が増大・複雑化しています。子育て家庭の孤立や子育てに悩みや不安を抱える保護者等が増加しているといわれています。

第2次町総合計画（前期基本計画）では「みんなが互いに助け合うまち」を、第2期町まち・ひと・しごと創生総合戦略では「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」を子育て支援の理念としています。加えて、児童虐待問題も増加しつつある背景から「子どもの人権」問題も大きくなっています。町の総合計画に掲げる将来像「子どものびのび 大人いきいき」ともにつくる「おいらせ町」の実現のため、当計画の基本理念は次のとおりとします。

【基本理念】

「みんなが互いに助け合い、

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

環境づくりに努めます」

「子どもの人権を尊重し、

子どもの利益保全に努めます」



(2) 基本方針

当町ではこれまで「第1次おいらせ町子どもと家庭応援プラン」に始まり、第3次まで15年間にわたり国の動向を踏まえ支援対策を進めておりますが、一つの視点では、貧困の負の連鎖等課題が表面化しているところです。負の連鎖の断ち切りには、子育て世代の役割・自立も明確にしなければなりませんと考えます。さらに、子育て環境において、保護者（親）が子育てについての自立と責任を果たすこと（自助）を基本としながら、併せて、地域・社会のみんなで子育て家庭を応援し支えていくこと（共助）や、行政が明確な目標をもって、柔軟な発想で子育て支援に対応すること（公助）が求められています。

このこと踏まえ、当町の基本方針は、基本理念及び国の方針に準拠し、町の独自方針（自助（私）・共助（共）・公助（公）の視点）を加え、次のとおりとします。

【基本方針】

1 子どもの健全な成長支援

- 町に住む子ども達が「心身の健全な成長」と、「自立に向けた成長」ができるよう支援に取り組みます。
- 子どもが本来享受すべき利益の保全に努めます。

2 子育て家庭の支援

- すべての子育て家庭が、妊産期から切れ目ない相談支援が受けられるよう取り組みます。

3 負の連鎖を断つための町ぐるみの支援と自助・共助・公助による支援

- 町と地域の方などが「子育てを支援」できる環境づくりに努めます。
- 負の連鎖を断ち切るため、上記方針に加え、子育て世代の自立を促す観点から、「自助・共助・公助」の推進に努めます。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援の取り組み

本章では、第3章に掲げる基本理念を実現するため、自助（私）、共助（共）、公（公助）に類別し、施策の充実と確保に取り組みます。

（1）自助「私」に関わる取り組みの視点

①親子の絆づくりと子育ての学び

ア 親子の絆づくり

- 親子のふれ合いやコミュニケーションが親子の絆を深め、子どもの心身の健全な成長に必要なことから、親子のふれ合う時間や、親子が外で遊ぶ機会を推進します。

イ 絵本の読み聞かせ

- 絵本の読み聞かせや本の貸出を推奨し、子育て中の親子の絆づくり、子どもの情緒豊かな心やコミュニケーション力を育むための機会を推進します。

ウ スマートフォン依存の防止

- 子どものスマートフォン依存は、視力の低下、睡眠不足、集中力の低下、コミュニケーション不足等の危険性をはらんでおり注意喚起が必要です。
- 「大人がスマートフォンを手放せないため、子どもはそれを映す鏡となっている」とも言われているため、大人へのリスク啓発が必要です。
- スマートフォンの情報に頼らなくてもよい子育て環境、母親だけでなく社会で子どもを育てていく環境をつくっていくことが必要です。

エ 子育ての大切さを学ぶ機会の提供

- マタニティ教室や食育に関する教育、BPプログラム（Baby Program：親子の絆づくりプログラム）などに努めます。

オ 未来の親づくり

- 小中学校において、命の大切さ、若年出産に係るリスク、家庭と子どもの関わりなどを学ぶための授業や体験活動を継続的に実施します。
- 中学生を対象に、幼児とふれあう活動を行い、将来の親となる学生に家庭や子育てについて考える機会に努めます。



カ 生活習慣の改善活動

- 子どもの健やかな成長と生涯にわたり健康であるために、無理なく生活の中に取りこみ、自分に合った健康づくりを実践することで効果的に生活習慣を改善し、身につける取り組みを進めます。

(2) 共助「共」に関する取り組みの視点

①地域のみんなで子育てに関わる

ア 子ども・子育て応援機運の向上

- 地域での子育てサポーターを養成する講座の開催を検討します。
- 顔の見える地域（小学校区単位）で、子ども子育てに関わる仕組みや体制づくりの構築を検討します。

イ NPO、ボランティア活動の充実

- 地域の子育て活動の拠点として、子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の活動において、色々な特技・趣味を持った地域住民等と交流し、活動・運営内容の充実を図ります。

ウ 居場所づくり・環境づくり

- 安全、安心な子どもたちの“居場所”をつくるだけでなく、町民（特に高齢者）もごく自然にゆっくり過ごせる場が必要になっています。このことから“町民がくつろぎやすい「コミュニティ空間」づくり”を検討します。
- 子育て世代が、町内会活動に参加することを促しつつ、町内会単位で子育てする視点も必要です。

(3) 公助「公」に関わる取り組みの視点

①子育て支援サービスの充実と情報の発信

ア 母子健康手帳の交付から始まる子育て支援

- マイナス 10 ヶ月からの子育ての大切さを啓発するため、子育て支援のスタートとなる母子健康手帳交付時にチラシを配布します。
- 妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業等を周知し、利用率の向上に努め、ひとり親世帯の孤立防止や子育てについての不安の軽減に努めます。

イ 子育てに役立つ情報の発信

- 子育てに役立つ情報について、見やすく判りやすい情報を発信します。
- NPO法人、各機関等が実施する、子育てに役立つ情報を発信します。

ウ 問題の早期発見と切れ目のない支援

- 切れ目のない支援を行うために、妊娠期から子育て期までの窓口の一本化を図ります。
(令和2年度から町の母子保健係と児童福祉係が統合し子育て世代包括支援センター発足)
- 児童虐待問題について、相談体制の強化や関係機関との連携強化を図っていきます。
- 特別な支援が必要な子どもや家庭について、健康診査、保育施設、学校、児童館、放課後児童クラブ、放課後こども教室、地域、関係機関等で連携し、早期発見と早期対応、適切な支援に努めます。
- 発達に心配のある子どもの支援を充実させるため、相談（3歳児発達相談等）や家庭訪問の実施に努めます。
- 子どもの貧困対策として、子育て家庭の経済的負担の軽減と日常生活でのサポート体制の充実に努めます。
- 医療的ケアが必要な児童支援のため、総合的な支援体制の構築等に努めます。
- 障がい児入所施設については、身近な施設との連携強化に努めます。

エ 専門職による支援

- 多様な家庭問題を抱えた子どもが増加しており、関係機関が連携して、一人ひとりの困りごとを解消するため、県においてSSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）を配置しています。当町においても、教育に関する専門性を有する指導主事等を配置し、今後も継続に努めます。

オ おいらせ町の学びづくり

- 地域全体で学校教育の支援を担う組織である「コミュニティ・スクール」の設置を検討します。
- 当町の良さを知り、誇りを持てるように郷土の歴史や文化を学ぶ教材（社会科副読本）をつくり、授業などで活用するとともに、体験学習の機会を設けます。

カ 子ども・子育て機能のさらなる充実

- 地域の様々な関係機関や子育て支援団体等との連携を図り、利用者支援の充実に努めます。
- 周辺市町村との連携を図りながら子育て環境の体制づくりに努めます。
- グローバル化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児等の増加が見込まれます。そのような幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう必要な支援を行います。



2 子ども・子育て支援法に基づく子育て支援事業の提供について

(1) 子育て支援事業の提供

当町の子育て家庭が、現在利用できる環境にある子ども・子育て支援法に基づく教育・保育事業及び地域の子育て支援事業のサービスは表 16 のとおりです。

また、下表に示す、子ども・子育て支援の事業の展開については、必要なサービス提供が図られる必要があるため、第5章において、将来のサービス見込量を算出し、適切なサービスを過不足なく実施できるよう計画していきます。

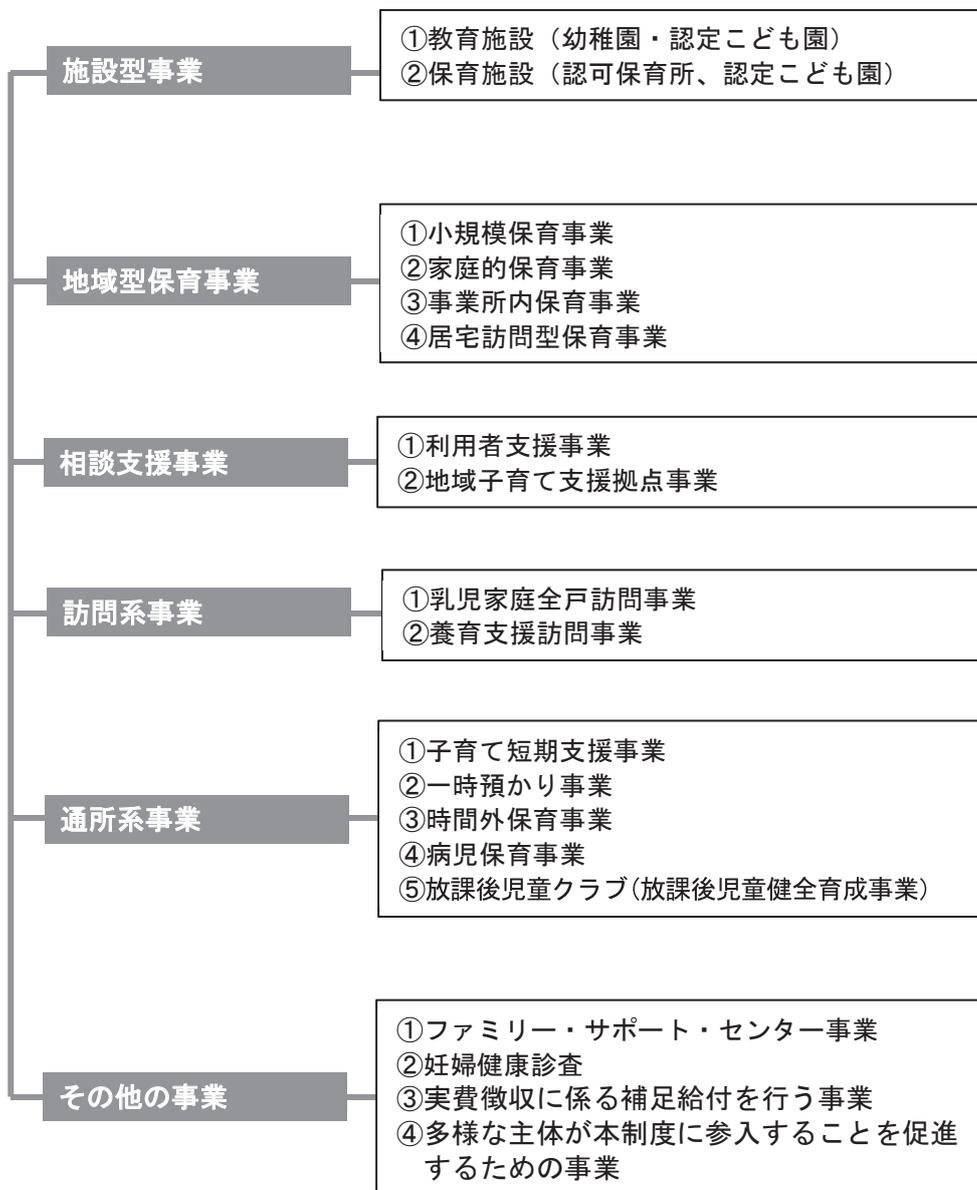
なお、参考として、子ども・子育て支援法に関する事業体系図を次ページ（17）に示します。

表 16 子ども・子育て支援法に基づく

おいらせ町で利用できる教育・保育事業及び地域の子育て支援事業

分類	子育て支援サービス名	事業の説明
(1) 幼児期の教育・保育事業		
	①幼稚園（標準時間利用）	・通常の就園時間を利用
	②幼稚園の預かり保育	・通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ
	③認可保育所	・国が定める最低基準に適合した施設で県の許可を受けたもの
	④認定こども園	・幼稚園と保育施設の機能を併せもつ施設
	⑤その他認可外保育施設	・無認可の保育所施設
(2) 地域の子育て支援事業		
	①地域子育て支援拠点事業	・親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれる事業
	②妊婦健康診査	・母親とおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠の状況をチェックする健診
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	・生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援の情報提供等を行う事業
	⑤ 養育支援訪問事業	・様々な理由で子どもの養育支援を必要とする家庭に、保健師等が訪問し対応する事業
	⑤ファミリー・サポート・センター事業	・地域住民が子どもを預かる事業
	⑥ 一時預かり事業	・保護者が断続的な就労や疾病・災害・看護・冠婚葬祭等、一時的に保育ができなくなった場合に子どもを預かる事業
	⑦延長保育事業	・保護者の就労形態等の事情により、通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業
	⑧病児・病後児保育事業	・病中や病気の回復期にある子どもを、一時的に預かる事業
	⑨放課後児童クラブ	・就労等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育事業

表 17 子ども・子育て支援法に関する事業体系図



第5章

教育・保育事業及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込みと
確保の内容等

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容等

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことを指します。この支援制度の具体的事業が第 4 章 2 で示す事業となります。これらの事業は、子ども・子育て支援法でサービスが必要なニーズに対し、供給されなければならないため、この章では事業の量の見込みと確保の内容を示しています。

（1）保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた町が、国の基準に基づき、保育の必要性を確認した上で認定する仕組みとなっています。

◆認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	利用可能施設			
			幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育
1号	3歳以上	無	●		●	
2号		有 教育ニーズ有	●		●	
		教育ニーズ無		●	●	
3号	3歳未満	有		●	●	●

※就学前児童は、年齢及び保育の要否により次のとおり 3 つに区分されます。

- ① 1号認定：「満 3 歳以上で保育を必要としない子ども」
- ② 2号認定：「保育を必要とする満 3 歳以上の子ども」
- ③ 3号認定：「保育を必要とする満 3 歳未満の子ども」



(2) 施設型給付・地域型保育給付の創設

新制度では、県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られることとなります。

【施設型給付の種類】

(1) 保育園（所）・幼稚園

保育園（所）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする 0～5 歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第 39 条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5 歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第 22 条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

(2) 認定こども園

幼稚園・保育園（所）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項）です。

【地域型保育事業の種類】

(1) 小規模保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下できめ細やかな保育を行う事業です。

(2) 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下、主に満 3 歳児未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者とその居宅等の場所で保育を行う事業です。

(3) 居宅訪問型保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

(4) 事業所内保育事業

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

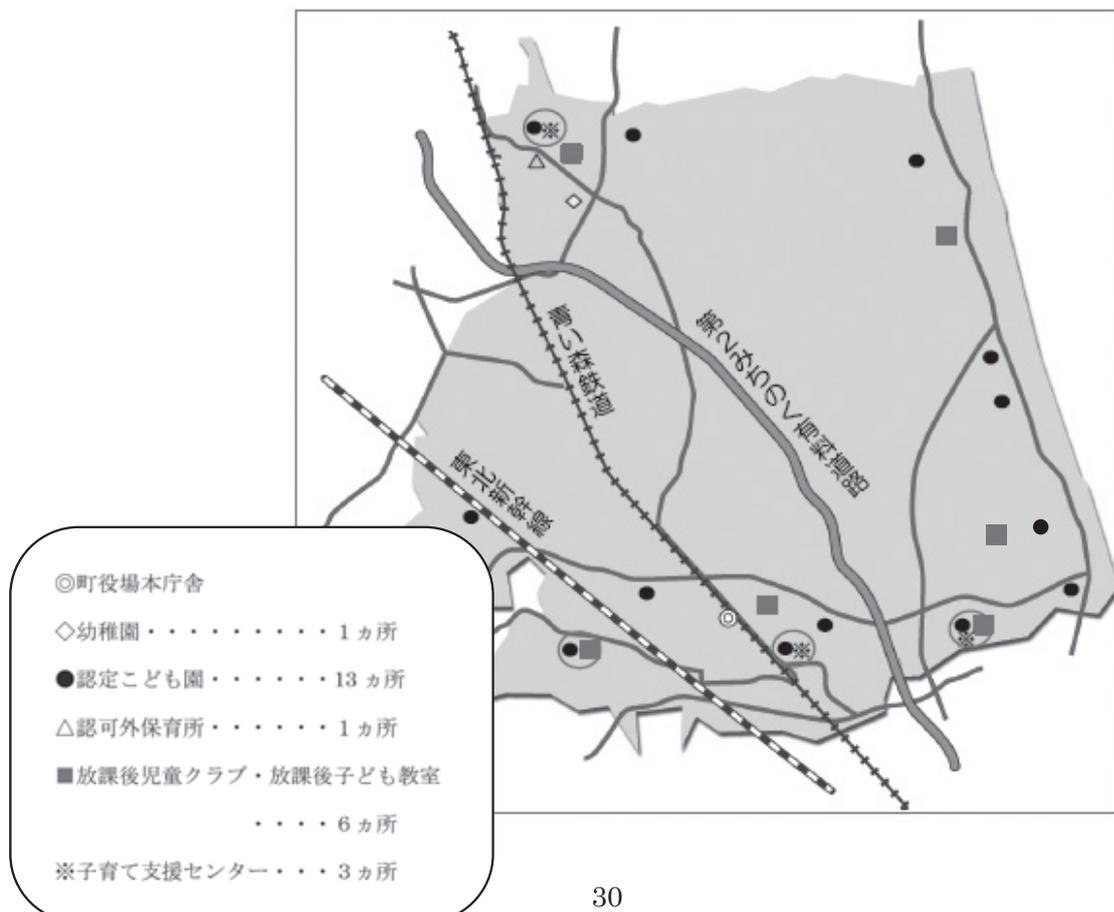
2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

当町では、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、子ども・子育て支援法に基づく提供区域は1区域として設定しました。放課後児童クラブについては、各小学校区を区域として設定しました（図10）。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ① 当町の子ども人口は、0～5歳が1,269人（平成31（2019）年3月末）とあまり多くないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって、新たに教育・保育事業を整備し、運営できる人口規模でないこと。
- ② 町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④ 新制度においても近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、現に子育て家庭の7.5%が町外の保育施設を利用していること。

図10 おいらせ町子ども・子育て支援事業関連施設の位置図





3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 子ども人口の推計

当町の子ども人口の推計では、0～5歳では令和2（2020）年（1,287人）から計画目標である令和6（2024）年では1,225人と若干の減少となります。一方、6～11歳では、同様の期間で1,429人から1,544人と増加しています（表18）。

表18 子ども人口推計結果（人）

年/歳	0	1	2	3	4	5	小計	6	7	8	9	10	11	小計	合計
R2 2020年	184	204	193	252	232	222	1,287	223	254	239	230	243	240	1,429	2,716
R3 2021年	180	194	216	205	262	234	1,291	236	225	265	246	235	243	1,450	2,741
R4 2022年	176	190	205	228	213	265	1,277	248	236	235	273	251	235	1,478	2,755
R5 2023年	172	186	201	217	239	215	1,230	280	249	245	242	280	251	1,547	2,777
R6 2024年	168	181	197	212	226	241	1,225	228	283	259	252	248	279	1,549	2,774

※各年3月31日現在、外国人は除く。推計値はコーホート変化率法による。

以上のように、当町においての子ども人口は、堅調な推移であると考えられます。

(2) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の推移

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出したのが下表のとおりです。

現状と比べ、パートタイムからフルタイムへの潜在割合が高く、就業機会に対する要望が高いことが判ります。

表 19 家庭類型（現状・潜在）別児童数（0歳～就学前（5歳児））

家庭類型	説明	現状		潜在	
		実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
タイプA	ひとり親	59	6.6	59	6.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	424	47.4	462	51.7
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	251	28.1	220	24.6
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	20	2.2	20	2.2
タイプD	専業主婦(夫)	138	15.4	132	14.8
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	2	0.2	1	0.1
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプF	無業×無業	0	0.0	0	0.0
計		894	100.0	894	100.0

令和2～6（2020～2024）年の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じて、それぞれの児童数を算出した結果が下表のとおりです（表20）。

表 20 家庭類型（潜在）別推計児童数

家庭類型	潜在割合 (%)	令和2年度 (2020) (人)	令和3年度 (2021) (人)	令和4年度 (2022) (人)	令和5年度 (2023) (人)	令和6年度 (2024) (人)
タイプA	6.6	84	85	84	81	80
タイプB	51.7	665	667	660	635	633
タイプC	24.6	316	317	314	302	301
タイプC'	2.2	28	28	28	27	26
タイプD	14.8	190	181	188	182	181
タイプE	0.1	1	1	1	1	1
タイプE'	0.0	—	—	—	—	—
タイプF	0.0	—	—	—	—	—
推計児童数 (0～5歳児)	100.0	1,287	1,291	1,277	1,230	1,225



(3) 見込みと確保方策の内容

①教育・保育事業

教育保育施設・地域型保育事業

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出しています。

表 21 教育・保育の量の見込み及び確保方策（単位：人）

教育・保育の量の見込み及び確保方策	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み	1,116	1,119	1,107	1,064	1,061
教育・保育等の確保方策	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
特定教育・保育施設	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
確認を受けない幼稚園	80	80	80	80	80
1号認定					
量の見込み	145	145	144	138	138
確保方策	204	204	204	204	204
特定教育・保育施設	124	124	124	124	124
確認を受けない幼稚園	80	80	80	80	80
需給見込み(「確保方策」-「量の見込み」)	59	59	60	66	66
2号認定					
量の見込み	530	532	526	506	504
確保方策	584	584	584	584	584
特定教育・保育施設	584	584	584	584	584
需給見込み(「確保方策」-「量の見込み」)	54	52	58	78	80
3号認定(0歳児)					
量の見込み	115	115	114	109	109
確保方策	119	119	119	119	119
特定教育・保育施設	119	119	119	119	119
需給見込み(「確保方策」-「量の見込み」)	4	4	5	10	10
3号認定(1・2歳児)					
量の見込み	326	327	323	311	310
確保方策	313	313	313	313	313
特定教育・保育施設	313	313	313	313	313
需給見込み(「確保方策」-「量の見込み」)	▲ 13	▲ 14	▲ 10	2	3

※就学前児童は、年齢及び保育の要否により次のとおり3つに区分されます。

- ・ 1号認定：「満3歳以上で保育を必要としない子ども」
- ・ 2号認定：「保育を必要とする満3歳以上の子ども」
- ・ 3号認定：「保育を必要とする満3歳未満の子ども」

【確保方策の内容】

町内には、幼保連携型認定こども園が13ヶ所、幼稚園1ヶ所、認可外保育所が1ヶ所あります。地域型保育事業は未実施です。3号認定（1・2歳児）は、量の見込みに対し確保方策が不足していますが、過去2年間、他市町村からの受入れに比べ町外保育所の利用が多いため、現状どおりとします。計画期間における各年度の必要量に対して、提供体制の整備を図ります。

以上を総括すると、次の通りになります。

表 22 当町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み (単位：人)

		町内に居住する児童			
		教育	保育		
		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
令和2年度 (2020)	必要利用者数	145	530	115	326
令和3年度 (2021)	必要利用者数	145	532	115	327
令和4年度 (2022)	必要利用者数	144	526	114	323
令和5年度 (2023)	必要利用者数	138	506	109	311
令和6年度 (2024)	必要利用者数	138	504	109	310

※3号認定については、ニーズ調査結果数から、令和2(2020)年度に育休を取得すると見込まれる数を除いた値を、ニーズ見込みとして設定しています。



②地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

利用者支援事業

利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報収集・提供、利用支援を行い、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連携・調整を行う事業です。 (単位：箇所)

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>拠点を保健こども課に置き、特別支援や情報提供の充実を図ります。妊娠期から子育て期までの子育て世帯の相談支援を強化します。</p> <p>グローバル化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児等の増加が見込まれます。そのような幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるように、必要な支援に努めます。</p>				

時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を行う事業です。 (単位：実利用者数)

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	254	254	251	241	241
②確保方策	254	254	251	241	241
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>延長保育は、町内12ヶ所の施設において実施しています。</p> <p>共働きの家庭が増え、保護者の帰宅時間が遅くなる場合等が主な利用となっています。そのようなニーズに対して必要な量の確保を行います。</p>				

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が共働き等のため、保護者が昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び、生活の場を提供して健全育成を図る事業です。（単位：実利用者数）

		実施時期				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	低学年	264	268	268	286	284
	高学年	163	166	175	177	179
	合計	427	434	443	463	463
②確保方策	低学年	264	268	268	286	284
	高学年	163	166	175	177	179
	確保見込み	427	434	443	463	463
②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		<p>当町では、放課後児童クラブを、甲洋小学校区を除く、4ヶ所で実施しています。甲洋小学校区では、放課後児童クラブは実施していませんが、教育委員会による放課後子ども教室推進事業を実施しています。</p> <p>放課後児童クラブは、高学年に比べ低学年で多く利用されています。しかし、アンケートでは低学年、高学年ともに志向する割合は減少し、低学年で32.0%、高学年で18.2%に止まっています。</p> <p>また、厚生労働省所管の放課後児童クラブ、文部科学省所管の放課後子ども教室と、小学校区において差異があるため、国の動向を見ながら利用保護者及び関係者と協議し、適切な学童保育の推進に努めます。</p>				

子育て短期支援事業（トワイライトステイ含む）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【確保方策】

当町では、ショートステイ事業及びトワイライト事業は、現在実施していません。日中時間帯のニーズについては、当面、一時預かり事業で対応することとします。今後、要望が高まった場合には、実施の検討を行います。



乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や、子育てに関する不安や悩みなどを把握する事業です。(単位：実利用者数)

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	174	171	167	163	159
②確保方策	174	171	167	163	159
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	子育ての孤独を防ぐとともに、地域における子どもの健やかな成長を支えるため、保健師等による乳児家庭全戸訪問事業を実施します。				

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。(単位：実利用者数)

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	養育支援訪問事業の過去4年間(平成27(2015)～30(2018)年度)実利用者数は減少傾向にあります。しかし、引き続き支援を要する家庭を訪問することで、現状の提供体制を維持していきます。 そのために、平成30(2018)年度の年間の実利用者数である20人を維持します。				

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。(単位：年間延べ利用者数(人回))

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	13,693	13,736	13,587	13,087	13,034
②確保方策	13,693	13,736	13,587	13,087	13,034
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	当町では、子育て支援センターとして町内3ヶ所の認定こども園に委託して実施しています。ニーズ調査結果によると、平成30(2018)年度の利用率は4.6%低い状況でしたが、未利用者の中で「今後利用したい」とする回答も23%程度あるため、今後も魅力のある活動を推進していきます。				

一時預かり事業

保護者の病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で保育する事業です。 (単位：年間延べ利用者数 (人日))

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	476	477	446	455	453
②確保方策	476	477	446	455	453
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>一時預かり事業は、現在2ヶ所の施設に委託し、実施しています。ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり(保育所等)は1.9%、「幼稚園の預かり保育」は3.0%と、あまり利用が無い状況です。利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が87.4%と一番高い反面、「利用方法がわからない」も9.4%あったため、今後の利用者ニーズに対応しながら事業の周知に努めます。</p> <p>また、在園児型の一時的預かり事業は行っていませんが、今後、要望が強まった場合には、事業の検討を行います。</p>				

病児・病後児保育事業

児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的にその児童の保育を行う事業です。 (単位：年間延べ利用者数 (人日))

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	72	72	72	69	69
②確保方策	72	72	72	69	69
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>病後児保育は、現在1ヶ所の施設に委託して実施しており、利用児童数は、年間平均61人の状況です。病児保育は未実施です。</p> <p>ニーズ調査結果から仕事を休み対応した経験のある保護者の約40%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」等と希望があることから、今後、要望が強まった場合には、利用可能施設の増加の検討を行います。</p>				



子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する保護者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。(単位:年間延べ利用者数(人日))

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>現在、実施していない事業ですが、当町は八戸圏域連携中枢都市圏に参加しており、「八戸市ファミリーサポートセンター」を利用することができます。ニーズ調査結果から就学前児童の定期的な教育・保育事業としての「ファミリーサポートセンター」の利用希望は7.6%となっていますが、町内の利用者は少ないのが現状です。同センターのサポート提供会員増を図るため、情報提供や制度の周知を行います。</p>				

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳を交付するとき等に妊婦健康診査受診票を交付しています。(単位:実利用者数)

	実施時期				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	184	180	176	172	168
②確保方策	184	180	176	172	168
②-①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>すべての妊婦が安全で安心な出産を迎えることができるように妊婦の基本健康診査費用を助成します。また、安全・安心な出産と育児のための生活指導や子育て情報の提供を行います。また、ハイリスク妊婦等を把握し、産科医療機関等と連携し、保健師または助産師の家庭訪問指導に努めます。</p> <p>これまで国の基準に基づき14回分の受診券を交付し、健診費用の助成を行っています。引き続き、現状の体制を維持していきます。</p>				

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等または子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園へ入所している児童の副食費を助成する事業です。

【確保方策】

令和元（2019）年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、制度が改正されたことを受け、当町でも事業を実施することとします。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設等への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【確保方策】

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると考えます。今後、要望が高まった場合には、実施の検討を行います。

以上を総括すると次のとおりとなります。

表 23 当町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	見込	推計				
		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	1
時間外保育事業	人	196	194	254	254	251	241	241
放課後児童健全育成事業	人	567	563	427	434	443	463	463
小学1～3年生	人	397	400	264	268	268	286	284
小学4～6年生	人	170	163	163	166	175	177	179
子育て短期支援事業	人日	—	—	—	—	—	—	—
乳児家庭全戸訪問事業	人	188	196	174	171	167	163	159
養育支援訪問事業	人	20	20	20	20	20	20	20
地域子育て支援拠点事業	人回	12,443	13,609	13,693	13,736	13,587	13,087	13,034
一時預かり事業	人日	350	497	476	477	446	455	453
病後児保育事業	人日	53	89	72	72	72	69	69
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	人日	0	0	6	6	6	6	6
妊婦健康診査	人	223	210	184	180	176	172	168



4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、保護者の就労状況に関わらず柔軟に受け入れられる施設であることから、必要なすべての子どもや保護者が、教育・保育の提供を受けることができる環境の整備を図ります。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた様々な体験が、子どもの健やかな成長に繋がります。就学前の教育・保育施設において、安定的に質の高い教育・保育が提供できるよう、研修事業等を推進していきます。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の推進

妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が不可欠です。学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭との連携の強化を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年（2019）10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。無償化に伴い実施される子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減等について、関係機関と連携し、公正・適正・円滑な実施の確保を図ります。

第6章

子ども・子育て支援
事業計画の施策体系

第6章 子ども・子育て支援事業計画の施策体系

ここでは、第3次おいらせ町子どもと家族応援プランで示された施策体系（9つの基本項目）を、第4章施策の展開で示されている「私（自助）・共（共助）・公（公助）」の体系に置き換え、次世代育成支援対策推進法に関する具体的な推進策等を記載しています。

1 「私・共・公」に関わる施策の展開

私・公・共に関わる施策の展開として次ページのとおり位置づけ、継続・推進することとします（表24）。

なお、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度（前期計画）の評価と評価指標は次のとおりとしました。

H27～31 評価	評価指標
A	目標達成（特に改善不要）
B	目標達成（改善必要）
C	目標未達成、未実施
D	評価できず

No.	事業名	事業の内容	担当課等	H27～31 評価	今後の方針	自助「私」に関わる事業				共助「共」に関わる事業				公助「公」に関わる事業			
						親子の絆づくりと子育ての学び				地域のみんなが子育てに関わる				子育て支援サービスの充実と情報の発信			
						親子の絆づくり	育子の防犯	育子の防犯	育子の防犯	親子の絆づくり	育子の防犯	育子の防犯	育子の防犯	親子の絆づくり	育子の防犯	育子の防犯	育子の防犯
1	母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態を記録する母子健康手帳の交付及び保健サービス	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	乳幼児相談	乳幼児の健康状態を把握し、必要に応じて保健指導を行う	保健こども課	B	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	乳児のための離乳食指導	離乳食のすすめ方の理解	保健こども課	B	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	養育支援訪問	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導の実施	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	妊婦委託健康診査	妊婦を対象とした訪問指導における健康診査に対する無料券の配布(14回以上)	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	乳児一般委託健康診査	乳児を対象とした医療機関における健康診査の実施	保健こども課	B	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	1歳6か月児健康診査	1歳6か月の幼児を対象とした集団健康診査の実施	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	2歳6か月児健康診査	2歳6か月～2歳7か月の幼児を対象とした集団健康診査の実施	保健こども課	B	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	3歳児健康診査	3歳6か月の幼児を対象とした集団健康診査の実施	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	子どもの事故防止啓発	発達段階にあわせて子どもの事故防止情報の提供と啓発	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	予防接種	「予防接種法」に基づく予防接種の実施	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	新生児産婦訪問(兼 こんには赤ちゃん事業 生後4か月までの全戸訪問)	生後4か月までの乳児と産婦の家庭を訪問し、身体測定や発達チェックを行うとともに、育児・家事に関する技術的援助や相談等の実施	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	食育の啓発事業	「小児における食育事業」及び「栄養相談事業」において、正しい食生活の大切さを広め、家族関係の構築と連携し、食育の普及を図る	保健こども課、児童館・児童センター	B	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	教育相談体制の充実	相談員の配置	保健こども課、学務課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	乳幼児家庭教育学級	乳幼児をもつ親を対象に乳幼児期の家庭教育の重要性を啓発	社会教育・体育課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	子育て支援情報の提供	子育てに関する各種情報の提供(各実施機関誌、助産師報、ポータルページ)	保健こども課、関係機関	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	思春期健康教育	思春期の健康問題についての正しい知識の啓発・普及	学務課、保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	学校施設開放事業	子どものスポーツ活動の場として学校施設開放の促進	学務課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	体育協会が行うアスリート活動の支援	スポーツ活動を通して心身ともに健康な体力づくりを目的としたアスリート活動(スポーツ少年団等)への支援	社会教育・体育課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	スポーツ教室	スポーツ活動を通して心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ教室の開催	社会教育・体育課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	高齢者と子どもの交流イベント	老人クラブ等との連携による世代間交流事業の開催	児童館・児童センター	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	「家庭の日」運動	ポスターによる啓発、標語の募集、あいさつ運動	社会教育・体育課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	未成年者喫煙防止対策	各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及と啓発のための学習を充実させる	学務課、保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	正しい性知識の普及	各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及と啓発のための学習を充実させる	学務課、保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	薬物乱用防止教育	各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及と啓発のための学習を充実させる	学務課、保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	飲酒についての正しい知識の普及	各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物に関する正しい知識の普及と啓発のための学習を充実させる	学務課、保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	地域子育て支援センター事業	一定地域ごとに、子育て支援の実施(保育所委託)、生活相談への助成	保健こども課	A	継続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.	事業名	事業の内容	担当課等	H27～31 評価	今後の方針	自助「私」に関わる事業				共助「共」に関わる事業				公助「公」に関わる事業				
						親子の絆づくりと子育ての学び				地域のみんで子育てに関わる				子育て支援サービスの充実と情報の発信				
						親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
28	地域安全啓発活動	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーンの実施	まちづくり防災課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
29	犯罪・被害・防犯情報の提供	犯罪・被害・防犯が発生したり発生しそうな情報を迅速に伝達すると共に、ほっとメールへの登録拡大及び活用を図る	まちづくり防災課、学務課、保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
30	ハイロー活動	地域と関係機関が連携したハイロー活動の実施	まちづくり防災課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
31	虐待の早期発見と予防、支援	関係機関において、児童虐待を早期発見し、深刻なケースに至ることを防止する。児童虐待については、要保護児童対策協議会を設置・運営し、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等について、関係機関で相互に連携を取り、情報交換、実態把握をし、家庭への支援を行う。	保健こども課、関係機関	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
32	児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき母子家庭及び父子家庭等への手当の支給	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
33	ひとり親家庭への医療費の支給	母子・父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
34	1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査	発達に遅れがあると思われる児童の早期発見・早期療育	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
35	障がい児短期入所事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できない時、入所施設で一時的に預かる事業	介護福祉課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
36	障がい児放課後等デイサービス	社会的応酬を中心としたデイサービス	介護福祉課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
37	特別児童扶養手当の支給	障がい児の養育者に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当の支給	介護福祉課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
38	障害児福祉手当の支給	障がい児に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当の支給	介護福祉課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
39	特別支援教育の充実	就学前児童に対する健康診断の実施による早期発見、早期療育、教育支援委員会の判定を受け、小中学生の保護者が希望した場合の特別支援学校等での受入れ、特別支援教育支援員配置による学校生活のサポート	学務課、保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
40	重度心身障がい児等医療費の支給	重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給	介護福祉課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
41	補装具の交付及び日常生活用具の給付	補装具の交付及び日常生活用具の給付	介護福祉課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
42	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等(障がい、児含む)を対象とした移動支援サービスの実施	介護福祉課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
43	小児慢性特定疾患見直し日常生活用具支給	日常生活用具の給付	介護福祉課	D	推進	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
44	居宅介護支援	日常生活用具の給付 一般にわたる援助	介護福祉課	D	推進	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
45	青少年健全育成巡回活動	町民会議・生徒指導連絡協議会の連携による商業施設や公共施設等での防犯指導、町内危険箇所の点検など、巡回活動を実施し必要に応じて関係機関への働きかけを行う活動の推進	社会教育・体育課、各関係部署	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
46	母子父子学童福祉資金の貸与	母子父子及び寡婦福祉法に基づき福祉金の貸付	保健こども課、福祉事務所	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
47	ひとり親家庭等日常生活支援	母子、父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るために家庭支援員を派遣し、必要な介護・保育・家事援助を支援	保健こども課、福祉事務所	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
48	ひとり親家庭等就業・生活支援	一般相談・法律相談・就業相談や、母子家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、各市による支援的個別の面接相談や、電話による相談に対応	保健こども課、福祉事務所	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
49	教育相談体制	相談窓口の連携	学務課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
50	保育所・幼稚園と小学校の連携	保育所や幼稚園等から小学校への円滑な移行のための連携強化	学務課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり

No.	事業名	事業の内容	担当課等	H27～31 評価	今後の方針	自助「私」に関わる事業			共助「共」に関わる事業			公助「公」に関わる事業		
						親子の絆づくりと子育ての学び	子育て支援サービスの充実と情報の発信	子育て支援サービスの充実と情報の発信	親子の絆づくりと子育ての学び	子育て支援サービスの充実と情報の発信	子育て支援サービスの充実と情報の発信	親子の絆づくりと子育ての学び	子育て支援サービスの充実と情報の発信	子育て支援サービスの充実と情報の発信
76	各小中学校PTA(町連合PTA)への支援	活動への補助及び行事への協力	社会教育・体育課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
77	母親クラブ等への支援	地域に根ざした母親クラブとして児童館等を拠点とした活動に対する助成	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
78	保育所の整備	人口増加地域への整備対応とともに施設の老朽化や需要に沿った改築や耐震性向上を図るための施設整備に対する補助金を交付	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
79	児童厚生施設等の整備	児童館の老朽化に伴う改築、統合及び小学校区単位での設置に向けた民間法人による児童厚生施設整備に対する助成	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
80	健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布、講演会等の実施	社会教育・体育課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
81	インターネットの適正利用の啓発	インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止及び被害防止のための啓発活動、スマートフォン依存による親子のコミュニケーション不足や危険性の啓発	社会教育・体育課、保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
82	家庭教育の支援(母親クラブ)	家庭における子どものしつけ等に関する相談	児童館・児童センター	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
83	読み聞かせ①	図書館とボランティア団体との連携、小・学・校・幼・稚・園・保・育・所・子・童・等・で・の・ボ・ラ・ン・ティ・ア・プ・ロ・グ・ラ・ム・に・よ・る・読・み・聞・か・せ・の・開・催	社会教育・体育課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
84	読み聞かせ②	子どもたちに絵本の読み聞かせや語りの機会を創出	児童館・児童センター	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
85	乳幼児に対する望ましい食習慣の啓発①	1歳6か月児健診における栄養相談	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
86	乳幼児に対する望ましい食習慣の啓発②	2歳6か月児健診における栄養相談	保健こども課	B	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
87	乳幼児に対する望ましい食習慣の啓発③	3歳児健診における栄養相談	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
88	乳幼児に対する望ましい食習慣の啓発④	乳幼児健診における栄養相談	保健こども課	B	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
89	乳幼児に対する望ましい食習慣の啓発⑤	食生活改善推進員会による食育活動	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
90	「地産地消」を通じた食育	食生活改善推進員会による料理教室の開催	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
91	保育所における食育	食生活、生活リズムの大切さの啓発	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
92	小児生活習慣病予防事業	生活習慣を身につける機会として保護者及び児童に生活習慣改善指導を実施	保健こども課	B	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
93	歯科保健対策	小・中・高・生・生・を・対・象・と・し・た・歯・科・保・健・に・関・す・る・意・識・の・啓・発	学務課、保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
94	健やかな身体への育成、食育教育①	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導	学務課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
95	健やかな身体への育成、食育教育②	地産地消を推進しながら食育を実施	学務課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
96	多様な体験活動の機会提供	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の充実	学務課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
97	社会人活用事業	地域の人材や素材等の授業への活用と地域交流の推進	学務課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
98	児童館等(児童館、児童センター、放課後児童クラブ、放課後子ども教室)の交流活動	それぞれ児童館等との移動保育や各児童館等が児童が一緒に参加し交流を図れるよう機能(レクリエーション、イベント)参加を促す取り組み	児童館・児童センター、各児童クラブ、放課後子ども教室	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
99	健康増進事業	ストレッチやウォーキングなど一緒に運動することによる、健康づくりと交流の推進	児童館・児童センター	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
100	健康教育(保健)	関係機関・団体との連携による推進の充実	学務課、保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
101	子どもの生活相談	子育てに関する悩み等の相談、子育て支援センターでの生活相談の助成	保健こども課、各保育所	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
102	親子を対象とする講座	家庭教育学級、学びカレッジ子ども講座、親子運動ハイキング等	社会教育・体育課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
103	子育て応援ネットワーク事業	子育て支援団体等の連携によるサービス提供の推進	保健こども課	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり
104	地域子育て交流・場づくり	地域の高齢者と子どもが出会い、ふれあう機会と親子の集いの場の提供	児童館・児童センター	A	継続	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり	親子の絆づくり

第7章

推進体制等

第7章 推進体制等

1 推進体制

(1) 町子ども・子育て会議の実施

毎年、計画に基づく取り組みの実施の状況を公表するとともに、町子ども・子育て会議において、取り組みの実施状況等について確認を行い、計画の推進を図ります。

なお、支援事業計画の見直しは計画期間の中間年で判断します。

(2) 庁内における推進体制（町子ども・子育て会議幹事会等）

子ども・子育て支援に関わる事業について、各関係課において子どもの健全育成及び子育て支援対策を推進するという意識を持ちながら取り組んでいけるよう、町子ども・子育て会議と連携し、随時事業内容の精査、進捗状況の確認を行い、事業を推進します。

(3) 地域との連携による推進体制

各種事業を推進するためには、民間事業所、各種団体、地域ボランティア等の協力が不可欠です。行政と地域の関係者・関係団体が連携し、運用できる体制づくりを行い、事業を推進します。

2 家庭・地域・事業所等の役割（私・共）

(1) 家庭

家庭は、子どもを養育する基本的な場であり、子どもにとって一番大切な場所です。愛情をもってその育ちを支え、保護者自身も成長していくことが必要です。同時に、子どもを一人の人間として尊重し、守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的規範を身につけさせることが求められています。

(2) 地域

地域の大人が近所の子どもとあいさつを交わしたり、登下校時の子どもや公園等で遊ぶ子どもを気づかたりすることは、子どもの健全な成長につながります。地域町民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守り、地域町民や子育て家族同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めます。

(3) 事業所・企業

地域社会を構成する主体のひとつとして、地域における積極的な子育て支援とともに、子育て家庭に配慮した制度等を充実させ、子育てをしながら安心して働くことができる職場づくりを進めることが求められています。



3 行政の役割（公）

本計画を推進するとともに、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを確保し、計画の進行管理を行います。

4 計画の進行管理（私・共・公）

計画策定後の進捗管理に基づいた事業実施が重要であるため、以下のようなPDCAサイクルによって、実態が計画に沿っているか点検し、見直し、改善を図り、「みんなが互いに助け合い、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりと子どもの人権を尊重し、子どもの利益保全」の実現につなげていきます。

Plan（計画）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を本計画の主な対象として位置づけ、令和6年までの5年間の量の見込みと確保の対策を図ります。

Do（運用）

本計画に位置づけられた施策を着実に推進するとともに、様々な子育て活動の支援の実施や、機関・団体などのネットワークを構築し、当町ならではの民間活力・地域力を活かした子ども・子育て支援の推進をしていきます。

Check（点検、評価）

子ども・子育て会議で計画の進捗状況を公表しながら、進捗管理を行い、子ども・子育て委員である学識経験者、福祉・教育関係者、子育て支援団体代表者、子育て中の町民代表等による、利用者の視点に立った点検・評価を行います。

Action（改善）

点検・評価を受けて、具体的な計画の改善や実施体制の見直しにつなげます。

資料編

資 料 編

1 おいらせ町子ども・子育て会議

(1) 設置根拠・経緯

おいらせ町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条（審議会その他の合議制の機関の設置努力義務）の規定に基づき、平成25（2013）年9月に町子ども・子育て会議条例の制定により、同年11月から設置しました。

平成27（2015）年12月には、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定に伴い、本会議を含む個別会議の設置根拠が一括整理され、今日に至ります。

本会議では、これまで、町子ども子育て支援事業計画の策定や特定教育・保育施設の利用定員の設定など、当町の子ども・子育て支援施策に関して審議いただいています。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

別表第1（第3条関係） 町長の附属機関（抄：子ども・子育て会議）

所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項	15人以内 （公募による者を含む）	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 教育関係者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	保健こども課

【子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項】

- ① 特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- ② 特定地域型保育事業の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し意見を述べること。
- ④ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

※1 特定教育・保育施設

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）のうち、施設型給付費の支給対象となる施設。

※2 特定地域型保育事業

地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の各事業）のうち、地域型保育給付費の支給対象となる事業。



(2) 委員名簿

平成30(2018)年度

任期：平成29年11月6日～平成31年11月5日

役職区分	所 属・職 名	氏 名
会 長	前八戸学院大学短期大学部 学長	外 崎 充 子
副会長	町保育会 副会長（あゆみ保育園園長） 町放課後子どもプラン運営委員会 委員長	鈴 木 京 子
委 員	町児童館地域活動連絡協議会 （木ノ下児童センタークローバの会会長）	尾 田 真 紀
委 員	町連合PTA（甲洋小学校PTA会長）	沢 野 晶 子
委 員	町私立幼稚園連合会 （認定こども園百石幼稚園 副園長）	松 橋 恵 美
委 員	町小・中学校校長会 会長 （木内々小学校校長）	平 出 剛
委 員	町保育会 会長（本村こども園園長）	成 田 ユ ミ
委 員	木内々児童センターひまわり館 館長	村 井 美 薫
委 員	向山児童館、木ノ下児童センターみらい館 館長	小笠原 孝 子
委 員	青森県子ども会育成連合会 理事 町子ども会育成連合会 顧問	福 原 仁 一
委 員	おいらせもりのようちえん 代表	外 井 亜 希
委 員	町民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	中 村 貴 子
委 員	環境保健課 健康長寿推進室 保健師	清 水 千 春

※ 構成員13名（敬称略・順不同）

事務局	町民課 課長	澤 田 常 男
	町民課 子育て支援室 室長	小 向 正 樹
	町民課 子育て支援室 主幹	中 野 明
	町民課 子育て支援室 主任主査	澤 頭 玲
	町民課 子育て支援室 主任主査	大 野 幸
	町民課 子育て支援室 主任主査	川 原 和 貴

令和元（2019）年度 任期：令和元年12月3日～令和3年12月2日

役職区分	所 属・職 名	氏 名
会 長	青森県スクールカウンセラー	外 崎 充 子
副会長	町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	中 村 貴 子
委 員	町児童館地域活動連絡協議会 (木ノ下児童センタークローバの会副会長)	福 田 由佳子
委 員	町連合PTA（木ノ下中学校PTA会長）	飯 田 早 苗
委 員	町保育会（あゆみ保育園園長）	鈴 木 京 子
委 員	町保育会（二川目保育園園長）	倉 舘 広 美
委 員	木内々児童センターひまわり館館長	多 胡 文 子
委 員	木ノ下児童センターみらい館館長	小笠原 孝 子
委 員	町私立幼稚園連合会 (認定こども園百石幼稚園 副園長)	松 橋 恵 美
委 員	町小・中学校校長会（下田小学校校長）	對 馬 匠
委 員	町放課後子どもプラン運営委員会	柏 崎 滝 子
委 員	八戸学院大学短期大学部幼児保育学科 准教授	佐 貫 巧
委 員	環境保健課健康長寿推進室 主任保健師	柏 崎 陽 子

※ 構成員13名（敬称略・順不同）

事務局	町民課 課長	澤 頭 則 光
	町民課 子育て支援室 室長	小 向 正 樹
	町民課 子育て支援室 主幹	中 野 明
	町民課 子育て支援室 主幹	澤 頭 玲
	町民課 子育て支援室 主任主査	大 野 幸



2 計画策定の経緯

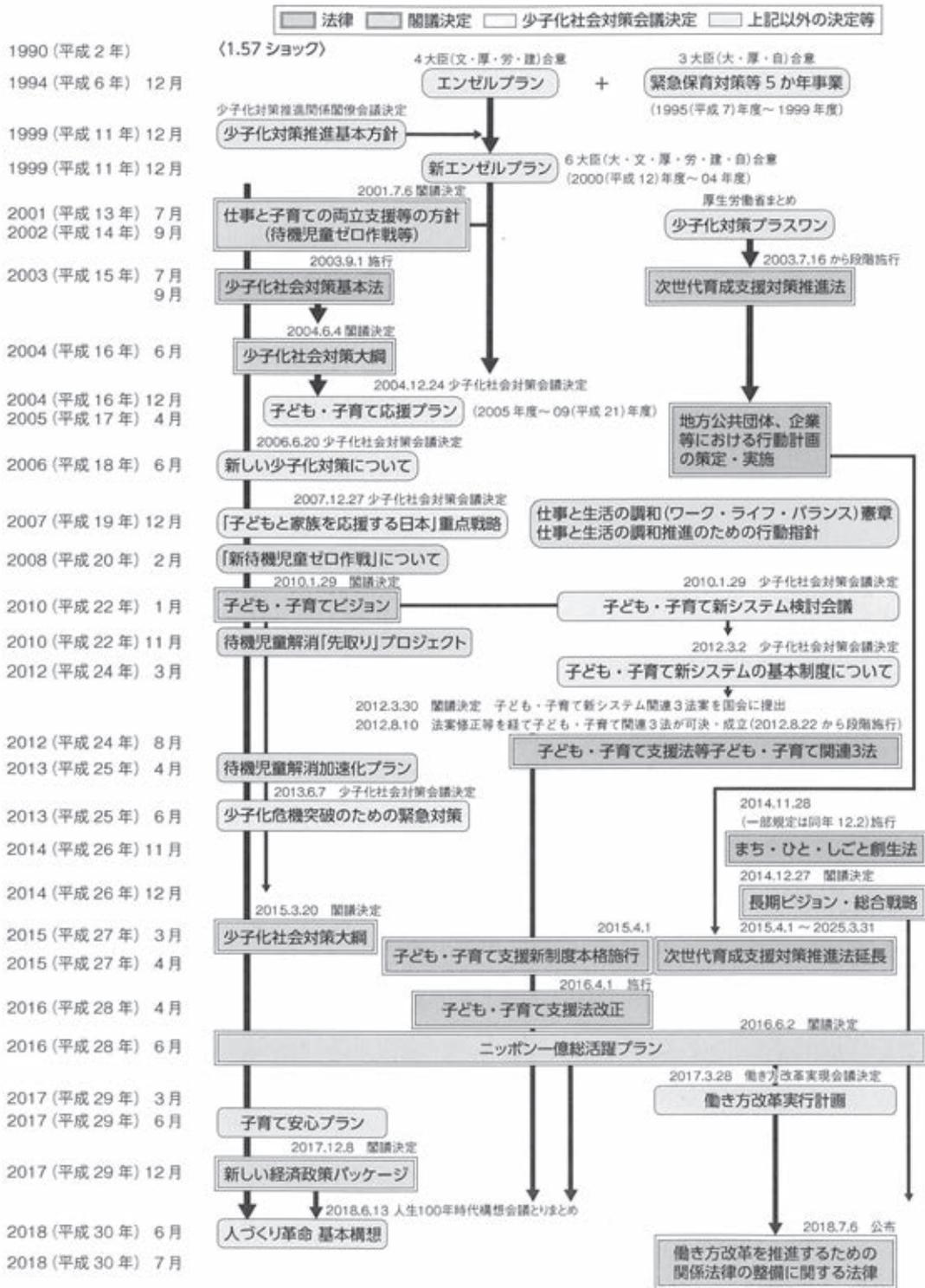
◆平成30（2018）年度

平成30年11月30日	第1回子ども・子育て会議（ニーズ調査の内容）
平成31年 3月19日	第2回子ども・子育て会議（ニーズ調査の結果）

◆令和元（2019）年度

令和元年12月 3日	第1回子ども・子育て会議（素案説明）
令和 2年 1月 9日	第1回子ども・子育て会議幹事会（素案協議）
2月 3日	第2回子ども・子育て会議幹事会（素案協議）
2月中	パブリックコメント（HP、本庁舎、分庁舎、北部出張所）
2月13日	町議会産業民生常任委員会（案説明）
2月19日	第2回子ども・子育て会議（案説明）
2月20日	町議員全員協議会（案説明）
2月28日	第3回子ども・子育て会議幹事会（案協議）
3月 3日	第3回子ども・子育て会議（案説明）
3月 6日	町政策会議（案説明）
3月12日	町臨時庁議（決定）

3 国における少子化対策の経緯



資料：内閣府発行「令和元年版少子化社会対策白書」より



第4次 おいらせ町 子どもと家族応援プラン ～第2次子ども・子育て支援事業計画～

発行日 令和2年3月

発行者 おいらせ町 町民課 子育て支援室

住 所 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2

T E L 0178-56-4259(直通) F A X 0178-56-4364

U R L <http://www.town.oirase.aomori.jp/>



※令和2年4月1日以降は、町民課子育て支援室と環境保健課健康長寿推進室が統合され、「保健こども課」が本計画の推進担当となります。

